第13次労働災害防止計画

平成30年9月青森労働局

【目次】

は	じめ	りに	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	言	十画	の :	ねら	òΝ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(1)	計	画	が目	目指	す	社	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2)	計	画	期間	引•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(3)	計	画	のほ	目標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(4)	計	画	の言	平価	と	見	直	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	第	12	次	労債	動災	害	防	止	計	画	期	間	中	の	労	働	災	害	発	生	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	言	十画	の	重点	点事	項	į •			•		•	•	•	•	•	•		•				•	•		•	•	•			•	3
	-	<u>-</u> -		+ -	_N 1	•		<i></i>	<i>_L_</i> L.	┰╧.	 ∕₁⊓																					-
4		点点																														
(死																														
)	, (
		(ア (ノ																														
		(イ (ウ																														
		(エ (ナ																														
		(オ (カ																														
		(カ ,																														
	1	' (ア			黄断																											
		(イ																														5
		(イ (ウ																														
		(ソ (エ																														
		(エ (オ																														
		(ス (カ																														
)	今月	タフフ	19)	IV.	古	BY	Ш.	XIJ	水	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	U
(2)	過	労	死等	筝の	防	止	等	`	労	働	者	0)	健	康	確	保	対	策	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	フ	7	労	働者	皆の	健	康	確	保	対	策	0)	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		(ア) :	温言	自労	働	ıl.	ŀ	ろ	健	康	廥	害	店	11-	\mathcal{O}	蓹	底					•									7

(イ) 企業における健康確保措置の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(ウ)産業医・産業保健機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
イ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進・・・・・・・・・	7
(ア) 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の推進・・・・・・	7
(イ) ストレスチェック制度に係る集団分析の活用の推進・・・・・	7
(ウ) パワーハラスメント対策の推進・・・・・・・・・・・・	8
(3)疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
ア 治療と職業生活の両立支援のガイドラインの周知啓発・・・・・・	8
イ 治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実・・・・・・・・	8
ウ 「青森県地域両立支援推進チーム」の活動を通じた企業と医療機関	1
の連携の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(4) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
ア 化学物質等による健康障害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(ア) 化学物質による有害性の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善・・・・・・	9
(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実・・・・・・	9
イ 石綿による健康障害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存・・・	9
ウ 受動喫煙防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
エ 電離放射線による健康障害防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
オー粉じん障害防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
为 切 U/U摩目的亚列州	J
(5) 事業場の安全衛生管理組織及び企業・業界単位での安全衛生の取組の)
強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
ア 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用・・・・・・・	
イ 企業単位での安全衛生管理体制の推進・・・・・・・・・・・	10
ウ業界団体内の体制整備の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
エ 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント等の事業場外の	
	10
A THE UNIT OF THE PARTY OF THE	
オー中小規模事業場への支援・・・・・・・・・・・・・・・・	10

【青森労働局第13次労働災害防止計画】

はじめに

青森労働局は、国が定めた第 13 次労働災害防止計画を基に、青森県が抱える 労働者の安全と健康に関する課題を踏まえ、当局が重点的に取り組む事項を定 めた「青森労働局第 13 次労働災害防止計画」(以下「13 次防」という。)をここ に策定する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このため、青森労働局、県内事業者、労働者等関係者が一体となって、 この計画に定めた対策を重点的に推進することにより、労働災害のさらな る減少を目指す。

(2) 計画期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、業種別に重点対策を講じることにより、2022年までの5年間の死亡者数を、「青森労働局第12次労働災害防止計画」 (以下「12次防」という。)期間と比較して15%以上減少(年平均10人以下)させる。
- ② 死傷災害(休業4日以上の労働災害をいう。以下同じ。)については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、2022年までの毎年の死傷者数を、2017年と比較して5%以上減少(1,216人以下)させる。
- ③ 重点とする業種の目標 次の業種を重点業種とし、各目標の達成を目指す。

【建設業】

死亡災害について、2022年までの5年間の死亡者数を、12次防期間と比較して15%以上減少させる。

死傷災害について、2022 年における死傷者数を、2017 年と比較して 15%以上減少させる。

【製造業】

死亡災害について、2022年までの5年間の死亡者数を、12次防期間と比較して15%以上減少させる。

死傷災害について、2022 年における死傷者数を、2017 年と比較して 15%以上減少させる。

【林業】

死亡災害について、2022年までの5年間にわたって、死亡災害ゼロを目指す。

【陸上貨物運送事業】

死亡災害について、2022年までの5年間の死亡者数を、12次防期間と比較して15%以上減少させる。

死傷災害について、2022年における死傷者数を、2017年と比較して5%以上減少させる。

【農業、畜産、漁業】

死亡災害について、2022年までの5年間にわたって、死亡災害ゼロを目指す。

【商業(小売業含む)、社会福祉施設】

死亡災害について、2022年までの5年間にわたって、死亡災害ゼロを目指す。

死傷災害について、2022年における死傷者数を、2017年と比較して5%以上減少させる。

④ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場(労働者数 30 人以上)の割合(取組率)を80%以上とする。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の 確認及び評価を行う。

また、必要に応じ計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済情勢の変化も含めて分析を行う。

2 第12次労働災害防止計画期間中の労働災害発生状況

12次防期間中の労働災害発生状況等については、別添のとおりである。

3 計画の重点事項

- ① 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進
- ② 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- ③ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ④ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 事業場の安全衛生管理組織及び企業・業界単位での安全衛生の取組の 強化

4 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進
 - ア 業種別の重点対策の実施
 - (ア) 建設業における対策
 - ・ 建設業においては、12 次防期間中で最も災害が多く発生しているが、2016 年及び 2017 年と死亡災害が 2 件まで減少しており、死亡災害ゼロを達成するため、発注機関、業界団体が一体となった死亡災害の撲滅に向けた取組を推進する。
 - ・ 県内の建設業の元方事業者となる事業場の大部分は小規模事業場であることから、年間安全衛生管理計画の作成と PDCA サイクルの運用により店社での安全衛生活動を活性化させるとともに、建設工事現場での元方事業者による統括安全衛生管理の徹底を図る。
 - ・ 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を占める 状況にあることから、墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。

また、高所作業時における墜落制止用器具については、原則として フルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な墜 落制止用器具の使用の徹底を図る。

加えて、死傷災害が多発しているはしご、脚立等からの墜落・転落 災害の防止を図る。

・ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成29年6月9日閣議決定)」に基づき、青森県や国土交通省青森河川国道事務所など関係機関との連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。

(イ) 製造業における対策

・ 危険性の高い機械等については、「機械の包括的な安全基準に関す

る指針(平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号)」による製造時のリスクアセスメントの実施を推進するとともに、機械等の使用者による安全な使用の徹底を図る。

- ・ 災害が多発している食料品製造業については、食品加工機械の安全 な使用方法等を浸透させるため、関係機関と連携しつつ、他の製造業 と同様に職長に対する教育の実施等を推進する。
- ・ 食料品製造業は、清掃時等の機械の運転停止がなされていないこと、 通常運転中の機械の中の異物除去を行うこと等により手を挟まれる 災害が多いことから、機械の安全装置の適正な設置や安全な作業方法 の徹底など労働者に対する教育も含めた対策の徹底を図る。

(ウ) 林業における対策

- ・ チェーンソーによる伐木等作業中に死亡災害や重篤災害が繰り返し 発生していることから、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、 下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対 策の充実強化を図るとともに、その周知徹底について森林管理署や関 係団体と連携して取り組む。
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部の安全管理士等による指導と併せ、森林管理署など関係機関と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。

(エ) 陸上貨物運送事業における対策

- ・ 県外への長距離運送において、交通事故による死亡災害が多発していることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守による交通労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 陸上貨物運送事業における死傷災害の大部分が荷役作業時に発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号)」に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部と連携し、安全対策の徹底を図る。
- ・ 国土交通省青森運輸支局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷 待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配 置等について支援を要請する。

(オ)農業、畜産業及び漁業における対策

・ 青森県の基幹産業である農業、畜産業及び漁業において機械設備へ のはさまれ・巻き込まれ災害、酸欠災害などによる死亡災害が繰り返 し発生しているが、これら業種での労働災害防止の取組は必ずしも十分とはいえない状況にある。

また、死亡災害には至っていないものの、農業でのはしご、脚立からの墜落災害も多発している。

このため、青森県の関係機関及び業界団体との連携を図り、労働災害情報を提供する等により、事業者の安全意識の醸成を図る。

(カ) 商業 (小売業含む)、社会福祉施設における対策

・ 店舗・施設の増加により労働災害も多発していることから、関係行 政機関や業界団体などと連携し、次の対策を推進する。

また、新設の店舗や施設では、安全衛生活動の経験が少ないことから、年間安全衛生管理計画による段階的な安全衛生活動の底上げを図る。

- ① 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知
- ② 安全衛生管理体制(衛生管理者、産業医、安全推進者、安全衛生 委員会等)の確立と自主的安全衛生活動の促進
- ③ 経営トップに対する意識啓発、危険の見える化、リスクアセスメントによる設備改善、KY 活動等の労働災害防止対策への取組の浸透、及び本社・本部による傘下の店舗・施設に対する指導援助の推進
- ④ 中央労働災害防止協会、労働安全コンサルタント等の外部資源を 活用した労働災害防止意識の浸透・向上
- ⑤ 高所作業や荷役作業における安全対策の徹底

イ 業種横断的な労働災害防止対策の推進

(ア) 転倒災害防止対策

- ・ 死傷災害の約3分の1を占める転倒災害については、チェックリストにより安全通路の有効保持、作業床の改善等の基本的な対策を徹底させるとともに、4S(整理・整頓・清掃・清潔)や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが 高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。
- ・ 冬期間に積雪・凍結による転倒災害が多発している商業、保健衛生 業について、冬期労働災害防止運動期間に重点的な取組を行う。

(イ)腰痛予防対策

・ 年間 40 件程度の発生が見られる腰痛について、「職場における腰

痛予防対策指針(平成 25 年改訂)」など具体的な資料を提供し、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。

また、リスクアセスメントや KY 活動の実施など自主的安全衛生活動の普及促進を図る。

・ 荷の積卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を 軽減する機械等の導入に係る周知を行う。

(ウ) 熱中症予防対策

- ・ JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の 屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結 果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給、クールベストの着用等 の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 暑熱期に向け展開する「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」 を通じて各事業場において熱中症予防に関する衛生教育を実施する ことにより、予防対策の遅れや熱順化期間中の対策が不十分なことに よる熱中症の予防を図る。

(工) 交通労働災害防止対策

- ・ 事業用自動車 (バス、トラック、タクシー等) を保有する事業場に おいて道路運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行 管理者の講習 (2年ごと) に際し、国土交通省青森運輸支局と連携し て、交通労働災害防止のための教育を推進する。
- ・ 交通労働災害については、警察機関と連携し、あらゆる業種の業界 団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きか ける。

(オ)「危険の見える化」の推進

・ 多様な働き方が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が 現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわら ず、安心して働ける職場の実現に向け、「危険の見える化」に配慮し ながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。

(カ) 冬期労働災害防止対策

・ 冬期労働災害の発生状況を踏まえ、転倒災害防止対策をはじめ重点 事項を明確にした上で、引き続き「冬期労働災害防止運動」を展開す る。

(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 過重労働による健康障害防止の徹底

・ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する医師による面接指導の確実な実施などの健康確保措置の徹底を図る。

(イ) 企業における健康確保措置の推進

・ 定期健康診断の有所見率が全国平均より経年的に著しく高い状況を 踏まえ、法定の健康診断の実施や有所見者に対する就業上の措置のみ ならず、労働者の健康管理に関して事業場の積極的な取組を推進する とともに、関係機関と連携し有所見率の改善を図る。

(ウ) 産業医・産業保健機能の強化

・ 事業場において過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過 労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師によ る面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実 施されるようにし労働者の健康管理を推進する。

イ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(ア) 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の推進

- ・ 常時 30 人以上の労働者を使用する事業場については、別途策定する「メンタルヘルス対策推進計画」により、事業場における対策の推進を図る。
- ・ 青森産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場 におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策 の取組を推進する。
- ・ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成 18 年健康保持 増進のための指針公示第 3 号)」に基づく取組を引き続き推進する。 特に事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、 労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備す る。

(イ) ストレスチェック制度に係る集団分析の活用の推進

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進する。
- ・ ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を推進することで事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。

(ウ) パワーハラスメント対策の推進

・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間 の管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメント を防止する必要があることから、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」の周知を行い意識の高揚を図る。

(3)疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

ア 治療と職業生活の両立支援のガイドラインの周知啓発

・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、事業場において就 業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要があるため、「治 療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(平成28年2月策定。 以下「両立支援ガイドライン」という。)」の周知啓発を図り、企業 の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

イ 治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実

- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化 するため、企業向け、医療機関向けマニュアルを活用し、青森産業保健 総合支援センターにおける研修の実施等により普及促進を図る。
- ・ 両立支援コーディネーターの養成に係る周知を図るとともに、青森産業保健総合支援センターに配置された当該コーディネーターを活用するなどして相談支援体制の充実を図る。
- ウ 「青森県地域両立支援推進チーム」の活動を通じた企業と医療機関の連 携の促進
 - ・ 「青森県地域両立支援推進チーム」の活動等を通して、両立支援の 取組を行う関係機関相互の情報共有等の連携を図りつつ、地域における 企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。

(4) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進

ア 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(ア) 化学物質による有害性の周知

- ・ 化学物質等使用事業場に対する SDS 確認及びばく露防止対策の必要性の周知はもとより、化学物質等の流通段階での SDS 交付の徹底を推進する。
- ・ 化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質 が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これら の危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられ ないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じ

ることを指導・啓発する。

- (イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善
 - ・ 化学物質に対するリスクアセスメントを実施し、作業環境測定結果 や特殊健康診断の結果から、リスクアセスメントによるリスク低減措 置の有効性や措置履行状況について検証が必要であることを周知・啓 発する。
- (ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実
 - ・ 化学物質の危険有害性に関する教育においては、危険有害性が判明 していない化学物質が必ずしも無害であることを意味しないことに ついても教育が必要である旨周知する。

イ 石綿による健康障害防止対策の推進

- (ア) 解体等作業における石綿ばく露防止
 - ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれており、 建築物解体作業に対する石綿障害予防規則及び「建築物等の解体等の 作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等におけ る業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく 石綿ばく露の防止措置の徹底について指導を行う。
- (イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存
 - ・ 石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発症 することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を 継続的に把握し保存しておくことが必要であるため、事業の廃止後も 含めた情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 平成 28 年の「国民健康・栄養調査報告(厚生労働省)」において、 青森県の 20 歳以上の男性の喫煙率は 33.6%となっており、引き続き受 動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対 する効果的な支援の実施により、職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙 防止対策を普及促進する。
- エ 電離放射線による健康障害防止対策
 - ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進する とともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を 図る。

オ 粉じん障害防止対策

・ 粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害 防止規則その他関係法令の遵守のみならず、別途策定する「第9次粉じ ん障害防止総合対策」に基づき、粉じんによる健康障害を防止するため の自主的取組を推進する。

- (5) 事業場の安全衛生管理組織及び企業・業界単位での安全衛生の取組の強 化
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
 - ・ 労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)が発効されること から、事業場における労働安全衛生マネジメントシステムの普及を促進 する。
 - イ 企業単位での安全衛生管理体制の推進
 - ・ 労働者数の増加に伴い、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められるため、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の必要性について周知を図る。
 - ウ業界団体内の体制整備の促進
 - ・ 業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や労働安全衛生に関する取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。
 - エ 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門 人材の活用
 - ・ 事業場内における安全衛生専門人材の育成を図ることはもとより、 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門 人材の活用を図る等により安全衛生管理組織の強化を推進する。
 - オ 中小規模事業場への支援
 - ・ 労働災害の発生状況を事業場規模別でみると、労働災害の多くは中 小規模事業場で発生しており、中小規模事業場は安全衛生管理体制が脆 弱で安全衛生活動が比較的低調であることから、事業場外資源の活用な どによる職場改善等の支援を行う。